

「女性活躍推進法」に基づく行動計画

札幌信用金庫

女性が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間

2. 目標

- (1) 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8.5日以上とする。
- (2) 所定外労働時間の削減推進を図るため、原則、週2日の定時退庫日を設定する。
- (3) 次世代の主任職や管理職を目指すリーダー職として、女性CSマイスター認定者を10名以上とする。

3. 取組内容と実施時期

- (1) 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8.5日以上とする。
 - ・平成28年4月 部店長会議にて周知・啓発を実施
 - ・平成28年4月 全職員に年次有給休暇の取得予定計画の提出を指示
 - ・平成28年5月 定期的な取得状況の検証と計画履行を指示
 - ・管理職向け人事労務研修会の開催や庫内報での周知・啓蒙を実施
 - ・職員組合との協議を通じ、周知・啓蒙を実施
- (2) 所定外労働時間の削減推進を図るため、原則、週2日の定時退庫日を設定する。
 - ・原則、週2日(繁忙日を除く水曜日・金曜日)の定時退庫日を設定
 - ・パソコン等の起動時間・終了時間・休日使用不可等の強制規制の実施
 - ・管理職向け人事労務研修会の開催や庫内報での周知・啓蒙を実施
- (3) 次世代の主任職や管理職を目指すリーダー職として、女性CSマイスター認定者を10名以上とする。
 - ・平成28年4月 「CSマイスター」を認定
(以後、毎年「CSマイスター」認定を検討)
 - ・各種研修の受講推奨

以上

女性の活躍に関する情報公表

札幌信用金庫
平成 27 年 3 月 31 日現在

採用した労働者に占める女性労働者の割合

- ・ 正職員 57.9%
- ・ 契約職員 75.0%

男女別の育児休業取得率

- ・ 正職員 男性：0%
女性：100%
- ・ 契約職員 男性：該当者なし
女性：該当者なし

以上